

商 法 改 正 概 観

(レジメ作成：川 村 真 文)

近年の商法改正	4
1 平成12年以前の企業再編関連の改正	4
2 平成13年6月改正(議員立法)(平成13年法律79号:平成13年10月1日施行)株式関係.....	4
3 平成13年11月改正(平成13年法律128号:平成14年4月1日施行)	4
4 平成13年12月改正(平成13年法律149号:平成14年5月1日施行)機関関係.....	4
5 平成14年5月改正(議員立法)(平成14年法律44号:平成15年4月1日施行)	4
.....	4
企業再編関連の改正	5
1 合併手続きの合理化.....	5
2 完全持株会社の解禁(独禁法9条)	6
3 株式交換/株式移転.....	6
4 会社分割法制	7
4-1 4つのメリット.....	7
4-2 会社分割の種類.....	7
4-3 利用方法	9
株式関係の改正	12
1 自己株式の取得・保有規制の緩和(210条):金庫株の解禁.....	12
1-1 自由化.....	12
1-2 自己株の利用	12
2 株式単位(大きさ)の自由化	12
2-1 額面株式の廃止.....	12
2-2 会社設立時の5万円規制の廃止.....	12
2-3 株式分割に関する改正・・株式の大きさの変更.....	13
2-4 株式併合規制の緩和・・株式の大きさの変更	13
2-5 単位株制度の廃止	13
2-6 単元株制度の創設	13
2-7 端数処理の改正・端株制度の見直し.....	14
3 種類株式制度の見直し(222条)	14
3-1 種類株式制度の改善.....	14
3-2 株式の転換制度の見直し	15

4	新株発行規制の緩和	16
4-1	有利発行決議の効力の延長	16
4-2	譲渡制限会社の新株発行決議の効力の延長	16
4-3	譲渡制限会社における授權資本枠の自由化	16
4-4	譲渡制限会社の新株割当先の取締役会決議	16
4-5	総数引受の場合の株式申込証作成義務の免除	16
5	新株予約権の解禁	16
5-1	新株予約権の概念	16
5-2	新株予約権の用途	17
5-3	新株予約権の発行手続	17
6	株券失効制度の創設（230条～230条の9）	17
7	所在不明株主の株式売却制度	17
7-1	売却できる場合	18
7-2	売却手続（224条の5）	18
7-3	売却代金の処理	18
8	端株・単元未満株の買増制度	18
	機関関係の改正	18
1	株主提案権の行使期間の繰上げ等	18
2	株主総会等の決議方法の変更	18
3	株主総会招集手続の簡素化等	19
4	業務執行権限の明確化	19
5	取締役の報酬規制の合理化	19
6	重要財産委員会の導入（商特1条の3以下）	20
7	委員会等設置会社制度の創設（商特21条の5以下）	20
8	監査役の機能強化	20
8-1	取締役会への出席義務	20
8-2	任期伸長等	20
8-3	大会社の監査役選任における監査役会の同意権・提案権	21
8-4	社外監査役の増員等	21
9	取締役・監査役の会社に対する責任の軽減（266条7項以下）	21
9-1	軽減の対象	21
9-2	軽減の程度（責任の限度）	21
9-3	軽減する方法と要件	21
9-4	活用	22
10	株主代表訴訟の見直し	22
10-1	監査役の考慮期間の伸長（267）	22

10-2	訴提起に関する公告又は通知（268）	22
10-3	訴訟上の和解の許容（268～）	22
10-4	会社の取締役側に対する補助参加（268）	23
	計算関係の改正	23
1	法定準備金に関する改正	23
1-1	利益準備金の積立義務の改正	23
1-2	法定準備金の減少手続の創設	23
1-3	減資差益に関する改正	23
1-4	法定準備金の減少に関する会計処理	23
1-5	証券取引法上のインサイダー規制	24
1-6	法定準備金減少の利用価値	24
2	計算関係規定の法務省令への委任	25
3	連結計算書類制度の導入	25
	IT関連の改正	25
1	メリットと問題点	25
2	会社関係書類の電子化	26
3	貸借対照表・損益計算書（大会社のみ）の公開方法の電子化（283条5項）	26
4	株主総会の招集通知等の電子化（232条2項）	26
5	株主総会における議決権行使の電子化	26
5-1	書面投票制度	26
5-2	電子投票制度（電磁的方法による議決権行使制度）	27
	その他の改正	27
1	現物出資、財産引受及び事後設立の目的たる財産の価格の証明	27
2	外国会社規制の合理化	27

近年の商法改正

1 平成12年以前の企業再編関連の改正

1. 完全持株会社の解禁（平成9年）
2. 合併手続きの簡素合理化（平成9年）
3. 株式交換・株式移転（平成11年）
4. 会社分割法制（平成12年）

2 平成13年6月改正（議員立法）（平成13年法律79号：平成13年10月1日施行）

株式関係

1. 自己株式の取得・保有規制の緩和（金庫株の解禁）
2. 株式単位（大きさ）の自由化
 - ・ 単位の強制の撤廃（純資産額規制の廃止）
 - ・ 単位株制度の廃止と単元株制度の創設
 - ・ 端数株と端株制度の改正
 - ・ 額面株式の廃止
3. 法定準備金減少手続の創設等

3 平成13年11月改正（平成13年法律128号：平成14年4月1日施行）

1. 株式関係

- ・ 新株発行規制の緩和
- ・ 種類株式制度の見直し
- ・ 新株予約権に関する法制整備

2. IT関係

- ・ 会社関係書類の電子化
- ・ 貸借対照表・損益計算書の公開方法の電子化
- ・ 株主総会の招集通知等の電子化
- ・ 株主総会における議決権行使の電子化

4 平成13年12月改正（平成13年法律149号：平成14年5月1日施行）

機関関係

1. 監査役制度の強化
2. 取締役・監査役の会社に対する責任の軽減
3. 株主代表訴訟の見直し

5 平成14年5月改正（議員立法）（平成14年法律44号：平成15年4月1日施行）

1. 株式関係

- ・ 種類株主の取締役等の選解任権
- ・ 株券失効制度の創設
- ・ 所在不明株主の株式売却制度等の創設
- ・ 端株・単元未満株等の買増制度

2. 機関関係

- ・ 株主提案権の行使期間の繰上げ
- ・ 小数株主の総会招集権の催告期間の繰上げ
- ・ 特別決議の定足数の緩和等
- ・ 株主総会招集手続の簡素化等
- ・ 取締役の報酬規制の合理化
- ・ 重要財産委員会制度の導入
- ・ 委員会等設置会社制度の創設

3. 計算関係

- ・ 計算関係規定の法務省令への委任
- ・ 連結計算書類制度の導入

4. その他

- ・ 現物出資、財産引受及び事後設立の目的たる財産の価格の証明
- ・ 資本減少手続等の合理化
- ・ 外国会社規制の合理化

企業再編関連の改正

企業グループの再編成・経営の効率化を図る手段の充実。

合併（vs. 組織運営面での軋轢と人事面での調整）

完全親子会社関係（P：親会社 S：子会社）

各会社の独自性と経営戦略面での一体性の確保

株主がPのみ

- ・ 株主総会の機動的な運営（招集手続省略（236条）、書面決議（253条）等）
- ・ SはPの利益のための活動が可能
- ・ Sの重要情報開示の問題の回避

1 合併手続きの合理化

報告総会（吸収合併の場合）と創立総会（新設合併の場合）の廃止

合併契約の締結、株主総会の特別決議による合併契約書の承認、債権者保護手続により、合併期日に当事会社が実質的に合体したものとなり、合併登記により法律上合併の効力が生じる。

事前開示の充実（合併承認総会の2週間前に本店に備えおく書類の充実）

債権者保護手続の合理化

公告すれば、会社に知れた債権者に対する各別の催告を要しない。

合併によりその債権者を害するおそれがない場合、弁済・担保提供措置不要。

簡易合併の制度の創設

存続会社の規模に比較して消滅会社の規模が著しく小さく、存続会社の株主の利害に重要な影響を及ぼさない場合、存続会社の株主総会の合併承認決議不要。

2 完全持株会社の解禁（独禁法9条）

「国際競争に対応し、わが国経済の構造改革を進め、事業者の活動をより活発にするとの観点から、独禁法の目的に反しない範囲で持株会社を解禁」（改正の趣旨）

これまで原則禁止されていた持株会社の設立等が、「事業支配力が過度に集中することになる」場合を除き解禁（9条1項、2項）

持株会社：子会社の株式の取得価額の合計額の会社の総資産の額に対する割合が50%を超える会社。（9条3項）

3 株式交換 / 株式移転

完全親会社創設のための手法

財産移転を伴わない プロセスが簡単

キャッシュ不要

株主総会でOK 個別の株主は障害とならない 強制的にP以外のSの株主を排除

Pの株主構成の希薄化

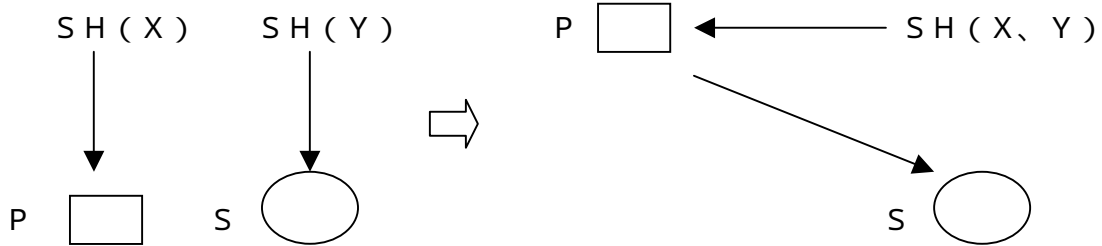
株式交換：

株式会社（P）が株式会社（S）の株主と株式交換（Pの株式とSの株式の交換）を行うことで完全親子会社関係を創設（352条1項）

株式交換により、Sの株主の株式は、株式交換の日にPに移転

Sの株主（Y）は、Pが株式交換に際して発行する新株の割当を受けてPの株主となる

（企業グループの再編 / 企業（S）買収（米国でも企業買収の主たる手法。））

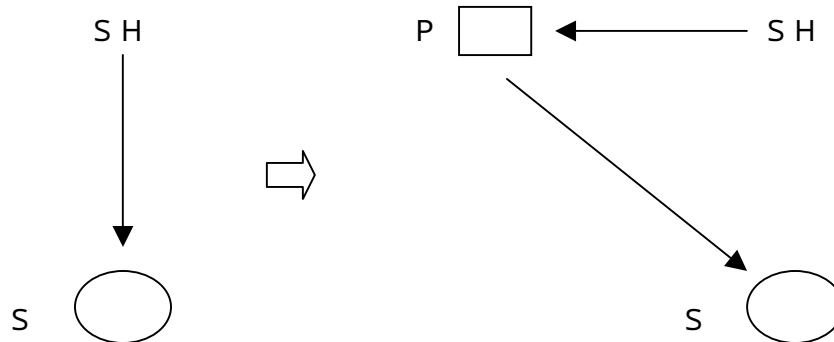


株式移転：

Pを設立するための株式移転（364条1項）

株式移転により、Sの株式は、株式移転により設立するPに移転し、Sの株主は、Pが株主移転に際して発行する株式の割当てを受けてPの株主となる。

（企業グループの再編）



4 会社分割法制

既存の会社（分割会社）の営業の全部または一部を、他の会社に包括的に承継させ、その株式を分割会社の株主に交付する手続き。

4-1 4つのメリット

営業を他の会社に**包括承継**させる手続きを創設。（従来の営業譲渡は個別承継。）

人的分割を可能にした。（合併と逆方向の組織法上の行為。）

物的分割を容易にした。

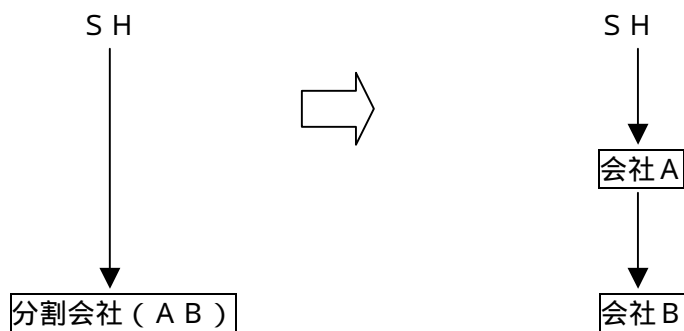
営業の移転に伴う利益準備金・剰余金等の引継ぎが可能になった。

4-2 会社分割の種類

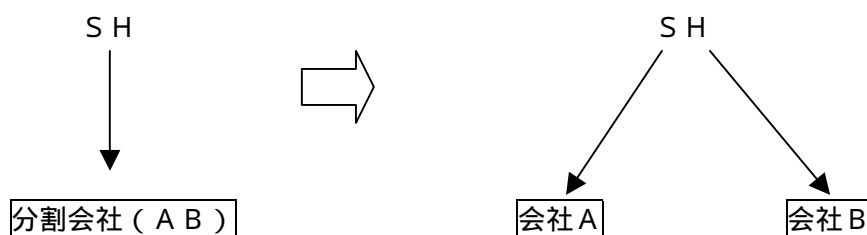
1. 物的分割と人的分割

物的分割：分割により営業を承継した会社の株式を分割後も分割した会社が保有。

（完全子会社）

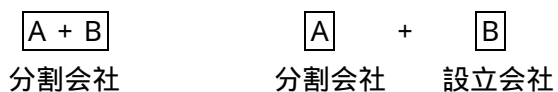


人的分割：分割により営業を承継した会社の株式を、分割する会社の株主が取得。(兄弟会社)

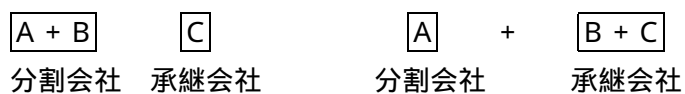


2. 新設分割と吸収分割

新設分割：会社の営業の全部又は一部を新しく設立される会社に承継させること。

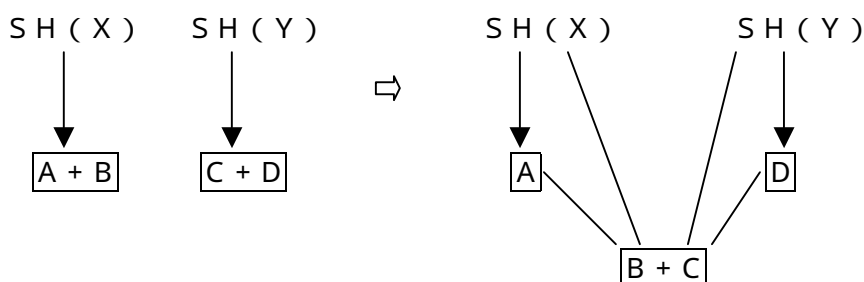


吸収分割：会社の営業の全部又は一部を既存の会社に承継させること。

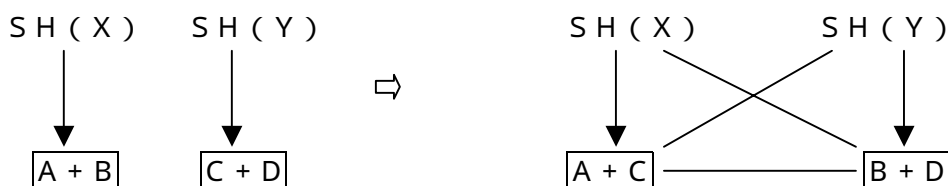


3. 共同新設分割と共同吸収分割

共同新設分割：複数の会社が共同で分割会社となって新設分割を行うもの。



共同吸収分割：複数の会社が分割会社となると同時に承継会社にもなるもの。



4-3 利用方法

1. 事業部門の分割

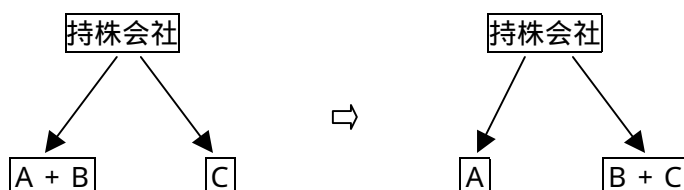
2. 持株会社創設後の子会社の再編

事業部門ごとに分社化し、その統括部門として持株会社を創設。

まず、株式移転による持株会社設立 分割会社を持株会社の子会社に。

次に、分割会社を事業部門毎に分割

既に複数の子会社がある場合には、(共同)吸収分割により機能別に再編成。



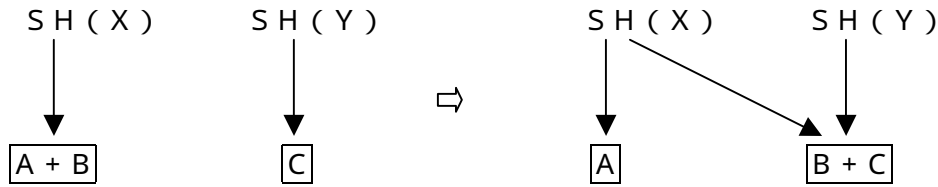
3. 持株会社創設

A：営業全部の物的分割による持株会社の創設。

B：株式移転による持株会社の創設。

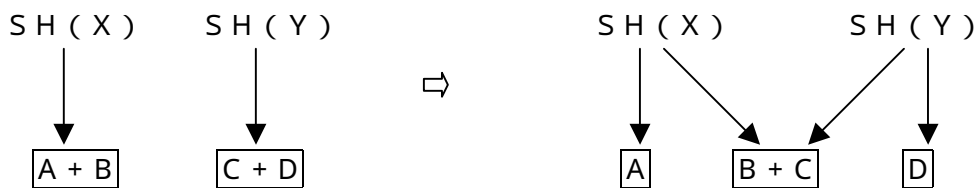
A：営業全部の物的分割	B：株式移転
<p>既存の会社が持株会社に 許認可・免許の引継ぎについての手当が必要 債権者保護手続が必要 複数の完全子会社を一気に作れる 初年度の配当財源の問題について株式移転より柔軟な処理が可能 上場会社が持株会社を創設する場合の転換社債・新株引受権付社債やストック・オプションの問題について柔軟な対応可能。</p>	<p>既存の会社は子会社に 許認可・免許の引継ぎについての手当て不要。 債権者保護手続は不要</p>

4. 営業譲渡等



吸収分割	営業譲渡
<p>承継会社の株式を分割会社の株主に交付 債務・契約上の地位は承継会社に当然に移転・帰属 債権者保護手続が必要 原則として分割会社の株主総会決議（通常特別決議） 承継会社の株主総会決議（特別決議）但し、簡易吸収分割（374条/23第2項）</p> <p>承継会社の役員任期は分割後最後に到来する決算期に関する定時総会終結時。 利益準備金・剰余金の承継可能。免許・許認可等の承継が可能な場合あり。 元本確定前の根抵当権について法律上手当てあり。 偶発債務について承継会社は責めを負う可能性が有る。（374条の26第2項）</p>	<p>分割会社に対価を支払う。対価の種類は自由。 債務や契約上の地位の移転には相手方の同意が必要 債権者保護手続は不要 譲渡会社において、重要性により、株主総会決議 or 取締役会決議 譲受会社において、分割会社の営業の「全部」の譲受でなければ株主総会決議不要。尚、簡易営業譲受（245条/5） 役員任期について規定無し。</p> <p>利益準備金・剰余金の承継なし。 免許・許認可等は原則取り直し。</p> <p>元本確定前の根抵当権の処理について手当て無し。 偶発債務は遮断（承継する債務の範囲を特定することにより承継する債務を限定できる。）</p>

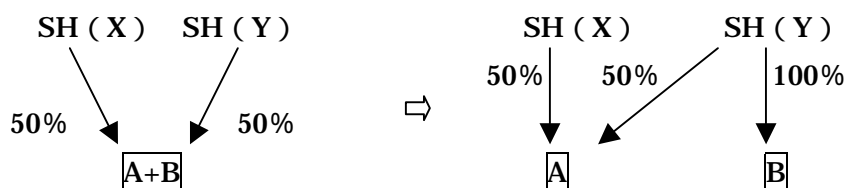
5. 複数の企業間の事業統合・合併設立等 共同新設分割



6. 非公開会社ののれん分けや合併事業の解消

まず、非按分型の会社分割（株主全員の同意が必要）

次に、Yの保有するAの株式を消却（212条1項、374条2項7号）するか、Xに譲渡。

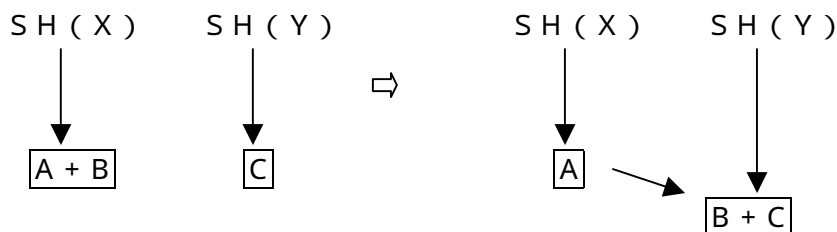


7. 子会社への事業部門への切り離し

物的分割（上記4-2 1. 参照）

8. 既存の会社への現物出資的資本参加

吸収分割 分割会社がその有する営業を他の会社に移転させ、その対価として承継会社の株式を受取る。



9. 消滅分割

会社分割 + 分割会社の解散

but 債務超過となる部門だけを分割する会社に残すことは許されない。（会社分割を行う場合、各分割当事会社が負担する債務について履行の見込みがあることが必要。）（不良事業部門の切離しとしては利用できない。）

株式関係の改正

1 自己株式の取得・保有規制の緩和(210条):金庫株の解禁

1-1 自由化

取得目的規制:撤廃。

取得数量規制:撤廃。

保有期間規制:撤廃。

取得手続規制:定時株主総会に限る。相対取引については特別決議。

取得財源規制:配当可能利益の範囲内

処分方法規制:新株発行手続きに準じる。(経済的な実体は新株発行と類似)

保有時の会計処理:取得価額で一括して資本の部の控除項目に。

1-2 自己株の利用

株主への資金還元(株式消却と同じ)

余剰のキャッシュなど配当可能利益の株主への還元方法。

(1)配当、(2)内部留保 再投資、(3)自己株式取得の中で選択。

(1株あたりの利益率やROEなどの改善等財務的戦略における手段。)

自己株の売り圧力に対する対処

持ち合い解消等において大株主が株式の売却を希望した局面で、会社が自己株式を一旦買受け、その後安定株主等に処分。

濫用的買収に対する予防策(変な株主に取得されるなら会社で取得。)

c f . 従業員持株の買受け

自己株処分による資金調達

新株発行の場合と異なり授權資本枠を気にする必要なし。

代用株式としての利用(合併、株式交換、会社分割、新株予約権の行使など)

その他

自己株式取得 株主はキャッシュを、会社は株式を取得 遺産が株式しかない場合、自己株式取得で株式を現金化しそれを他の相続人に分配して遺産分割。

2 株式単位(大きさ)の自由化

2-1 額面株式の廃止

改正後に存在する株式はすべて無額面株式扱い。

2-2 会社設立時の5万円規制の廃止

設立時に1株当たりの価額をいくらに設定してもOK。

2-3 株式分割に関する改正・・・株式の大きさの変更

1. 株式分割時の5万円規制も撤廃。(218条)
帳簿上の純資産額は小さいが1株当りの株価が高くなったベンチャー企業等の需要。
2. 株式分割時の授權資本枠増加の定款変更は取締役会決議でOK(218条2項)
授權資本枠は株主の持株比率の低下を防止するための規制であり株式分割では株主の持株比率に影響がない。
数種の株式を出している場合は株主総会特別決議による定款変更必要。(218条2項)
各種類の株式について個別に授權資本額の変更を検討する必要がある

2-4 株式併合規制の緩和・・・株式の大きさの変更

1. 株式併合を必要とする理由を開示して総会特別決議を経れば、自由に株式併合を行える。(214条)
ex. 合併・会社分割・減資の場合の他、株主管理費用削減のため1株の大きさを大きくする場合、同業他社の株価に比較して1株当りの株価が低い場合等。
2. 手続等(215条)
株券提供公告と株主等への個別通知
提出期間内に提出されなかった株券は無効
端株制度を採用していない場合は現金処理。

2-5 単位株制度の廃止

株式の大きさについての規制廃止 単位株制度(株式の最低単位を5万円とするための経過措置)廃止。

2-6 単元株制度の創設

会社が定款で一定の数(1単元)の株式に1個の議決権を与え(1単元1議決権の原則)(241条1項但書)、1単元にみえない数の株式について定款で株券等を発行しない旨等の制限を設けることができる制度(221条1項)

単元株制度のメリット

株式併合を行う手間・コストの削減。

流通性を高めるべく株式分割を行う際、株主管理コストの観点から、議決権だけは従来の1株を1単元とする。

株式移転を行うとき、完全親会社においてそれまでの株数と同じ株数を上場可能。

単元株制度の採用 自動的に端株制度を採用しないことを選択したものと法律上擬制。(221条4項)(端株と単元未満株式とを両方認める必要がない。)

2-7 端数処理の改正・端株制度の見直し

1. 端株券の廃止と端株買取請求権（220条ノ6）

2. 端株原簿への不記載申出制度の廃止

3. 端株主の権利

A：必要的権利（定款で制限できない権利）

株式消却・株式併合・株式分割・株式交換・会社分割・合併において金銭または株式を受ける権利。

残余財産分配請求権

会社に対する端株買取請求権（220条の6第1項）

端株原簿の閲覧請求権

B：付与するかどうか会社が定款で選択できる権利

利益配当請求権

転換予約権付株式、強制転換条件付株式の転換請求権

新株予約権、新株予約権付社債の引受権

3 種類株式制度の見直し（222条）

背景：

企業の資金調達に占める直接金融の割合の増加

ベンチャービジネス等新規企業における資金需要の拡大

マザーズ等に代表される株式等の市場の整備

3-1 種類株式制度の改善

1. 議決権制限株式の発行

平成13年11月改正：

利益配当について優先性のない株式についても無議決権株式を認める。

決議事項の一部についてのみ議決権を与える一部議決権制限株式を認める。

以上御株式を種類株式の一部として取扱う。

議決権の復活については特に規定を設けない。

平成14年5月改正（種類投票株式解禁）：

譲渡制限会社において、定款の定めにより、その種類の株主の総会（他の種類と共同して開催する総会を含む）における取締役及び監査役の選任について、内容の異なる株式を発

行することが認められた。(222条1項6号)

e x . 種類Aの株主は自分達で取締役3人を選任し、種類B株式の株主は自分達で取締役を2名選任するという種類投票を可能にする株式。(株主間契約を制度的に保障。)

一部議決権制限株式の利用価値：

経営権を確保したい創業者株主と、利益配当を得るために資本参加するベンチャー・キャピタルベンチャー・キャピタルに利益処分案についての議決権のみ付与。

配当額が会社の特定の営業部門の利益に連動するトラッキング・ストックにつき、その議決権を当該営業部門の譲渡等に限り認める。

2. 利益配当に関する種類株式の定款記載事項の整理

利益配当に関し内容の異なる種類の株式を発行する場合、定款には「上限額その他の算定の基準の要綱」を定めれば足り、その場合には、具体的な配当額については当該株式を発行する際の取締役会決議をもって定めることができる。(222条3項)

「配当すべき額」について、定款で280条の2第1項の株主総会又は取締役会がこれを定めるとすることができる。(222条3項)

決定すべき「配当すべき額」は、確定額ではなく具体的な「算定の基準」でOK。(解釈)

e x . 当該期末における配当可能利益額の %に相当する額を当該種類株式の発行総額で除した額。

トラッキング・ストック(会社が営む特定の事業(事業部門・完全子会社等)の業績のみに価値が連動するよう設計された株式。)への活用。

3. 種類株式の拒否権の整備

法令又は定款で株主総会や取締役会の決議を要するものとされている事項のうち、種類株主がその利益を保護するために必要と考える事項について、定款で、株主総会の決議等のほかに、当該種類株主の総会の決議を要するものと定めることができる。(222条7項)

(株主間契約による種類株主の利益保護を制度的に実現。)

3-2 株式の転換制度の見直し

強制転換条項付株式の新設：

一定の事由が生じた時に、取締役会の決議により、会社が発行したある種類の株式を他の種類の株式に転換できる旨を定款で定めることができる。(222条の8)

e x . 優先株式から普通株式への転換。

4 新株発行規制の緩和

4-1 有利発行決議の効力の延長

決議の日より 1 年以内に払込をなすべき新株について、その回数を問わず、有利発行の総会特別決議の効力が及ぶ。(280 条の 2 第 4 項)

金庫株の有利処分の場合(211 条第 3 項)、新株予約権付社債の有利発行の場合(341 条の 3 第 3 項)に準用。

4-2 譲渡制限会社の新株発行決議の効力の延長

譲渡制限会社が第三者割当てにより新株発行を行う際の株主総会特別決議の授權についても、「決議の日より 1 年以内に払込をなすべき新株」について、その回数を問わず、決議の効力が及ぶ。(280 条の 5 の 2 第 2 項、280 条の 2 第 1 項 9 号、4 項)

譲渡制限会社における金庫株処分の場合(211 条第 3 項、280 条の 2 第 4 項)、新株予約権付社債の有利発行の場合(341 条の 5 第 2 項)に準用

4-3 譲渡制限会社における授權資本枠の自由化

譲渡制限会社の授權資本枠について発行済株式総数の 4 倍以内とする規制の適用が除外。(会社設立時 166 条 4 項但書、新株発行時 347 条但書)

譲渡制限会社では、株主割当て以外の増資(第三者割当て増資)に関しては常に株主総会特別決議を要する(280 条の 5 の 2 第 1 項但書)ので、別段株主の利益を害さない。

4-4 譲渡制限会社の新株割当て先の取締役会決議

譲渡制限会社の新株発行における新株の割当ても(代表取締役ではなく)取締役会が決めることが明記。(280 条の 2 第 1 項 9 号)

4-5 総数引受の場合の株式申込証作成義務の免除

社債の場合(302 条)にあわせた。(280 条の 6 第 2 項)

5 新株予約権の解禁

近年の会計処理の理論の進歩等に伴い、新株予約権(オプション)の公正価値の算出が可能となった。

5-1 新株予約権の概念

新株予約権：予め定められた価額で、会社に対して新株の発行又は自己株式の移転を請求できる権利。(コール・オプション)

5-2 新株予約権の用途

従業員等のストック・オプション目的に限らず、一般的にオプションを単独で発行することを認めた。オプションの権利内容（行使期間、行使価額等の権利行使の条件や消却の事由・条件）や利用方法について特段の制限なし。

（ 企業による創意工夫の余地。）

ストック・オプションとしての利用拡大（無償発行）

新株予約権の付与対象者は限定されていない。（取締役・従業員に限らず、グループ・取引先その他の第三者も可能）

新たな資金調達手段（有償発行）

5-3 新株予約権の発行手続

定款上株主総会の決議事項とされている場合を除き、取締役会決議。

株主総会の特別決議・・・株主割当てによらずに新株予約権を特に有利な条件で発行する場合（280条の21）

6 株券失効制度の創設（230条～230条の9）

従来：公示催告に基づく除権判決（裁判所）

改正：株券について（他の証券については、公示催告・除権判決制度が存続）、公示催告・除権判決制度を廃止し新しい制度を創設。発行会社が裁判所に代わる役割。

1. 株券喪失登録の申請（230）

2. 株券喪失登録簿への記載（230/2）

株券番号

株券喪失者の氏名・住所

株式名義人の氏名・住所

株券喪失登録の日

3. 名義人への通知（喪失登録日・株券が無効となる日）（230/2）

4. 名義書換代理人による代理（230/2）

5. 権利行使者への通知（230/3）

6. 株券所持人による株券喪失登録の登録異議の申請（230/4～）

7. 株券の無効（230/6）

7 所在不明株主の株式売却制度

取締役会決議で所在不明株主の株式を売却し（又は買受け）、その代金を従前の株主に支払う制度を創設（224条の4、224条の5）。端株にも準用（224条の6）。

7-1 売却できる場合

5年間株主名簿上の住所への通知・催告の不到達。

継続して5年間配当等が受領されていない。

登録質権者がいるときは質権者に対しても通知等の不到達と配当不受理。

7-2 売却手続（224条の5）

1. 取締役会決議

2. 売却方法

競売

市場価格

市場価格のない株式は裁判所の許可を得て競売以外の方法

会社の買受も可

3. 公告及び株主、登録質権者への通知・・・異議申立催告（3ヵ月）

7-3 売却代金の処理

1. 従前の株主は債権者に（224条の4第1項）

2. 売却代金の支払方法

弁済の提供（民493条）・・・受領遅滞

弁済供託（民494条）

3. 消滅時効は10年間

8 端株・単元未満株の買増制度

会社は、定款をもって、端株主がその端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を会社に請求することができる旨を定めることができる。（220条の7）

単元未満株についての同様の制度。（221条の2）

機関関係の改正

1 株主提案権の行使期間の繰上げ等

1. 株主の議題等提案権の行使期間を8週間前とする。

2. 少数株主の総会招集権の催告期間を8週間とする。

（招集手続等の準備期間確保。）

2 株主総会等の決議方法の変更

1. 特別決議の定足数の緩和

普通決議：従来から定款により定足数排除可（239条1項）

特別決議：総株主の議決権の「過半数」を定款で「3分の1」まで下げること認める。(343条2項)

(議決権を行使しない個人株主が増加し定足数の確保が困難になった。)

2. 債権者集会の決議の定足数(342条但書)

3. 書面投票制度の拡充(239条の2)

3 株主総会招集手続の簡素化等

1. 総株主の同意により招集手続の省略可。(236条)

2. 株式譲渡制限会社において、定款により、招集通知発出後総会までの期間を1週間を限度に短縮することができる。(232条)

3. 会議の目的たる事項につき総株主が書面又は電磁的記録により同意したときは、可決する総会決議があったものとみなす。(253条)

4 業務執行権限の明確化

1. 代表取締役(260条3項1号)

2. 業務執行取締役：代表取締役以外の取締役であり、取締役会から一定の業務執行事項について決定・行為を委任された者。(260条3項2号)

3. 社外取締役：(1)会社の業務執行取締役以外の者で、(2)過去に当該会社又はその子会社の業務執行取締役・執行役・支配人その他の使用人となることがない者で、かつ(3)現に子会社の業務執行取締役・執行役・支配人その他の使用人でない者。(188条1項7号ノ2)

業務執行取締役として指名された者以外の取締役でも現に業務執行を行った者は社外取締役に該当しない。

5 取締役の報酬規制の合理化

決定方法：定款又は株主総会決議(269条1項各号)

決定すべき内容：

確定額：その額(1号)

不確定額：具体的な算定方法(2号)

e x . 業績連動型報酬等

金銭以外のもの：具体的内容(3号)

e x . 社宅(低廉な家賃)、社用自動車その他物的設備の利用、退職年金の受給権、保険金請求権の付与

について、株主総会において当該報酬が相当とする理由を開示する必要(2項)。

ストック・オプションは新株予約権の有利発行として規制されるので、報酬に含まれない。

6 重要財産委員会の導入（商特1条の3以下）

大会社（資本の額が5億円以上又はB/Sの負債の部の合計額が200億円以上の会社）又はみなし大会社（資本の額が1億円を超える株式会社で、会計監査人の監査の特例を受けることを定款で選択した会社）であって、(1)取締役の人数が10人以上であり、かつ、(2)取締役の1人以上が社外取締役である場合、取締役会決議により重要財産委員会を設定できる。

重要財産委員会は、取締役3人以上で構成。

商法260条2項1号(重要なる財産の処分及び譲受け)、2号(多額の借財)の事項のうち、取締役会決議により「委任」された事項について、重要財産委員会が決議すれば取締役会決議不要。

メリット：

意思決定の機動性。

重要財産委員会で決議した場合、266条2項・3項の責任連座制は及ばない。重要財産委員以外の取締役は監督責任を負うのみ。(260条1項)

7 委員会等設置会社制度の創設（商特21条の5以下）

大会社又はみなし大会社は、定款により、委員会等設定会社となることができる。(商特1条ノ2第3項)

社外取締役を過半数とする三委員会（監査委員会、指名委員会、報酬委員会）と業務執行機関としての執行役を設置することを条件に、取締役会から執行役に対して業務上の意思決定に関する大幅な権限委譲を認める制度。

（社外取締役は結局社長が連れてくる）

8 監査役の機能強化

8-1 取締役会への出席義務

監査役の取締役会への出席義務を明記し、必要があるときは意見を述べることを監査役の法的義務とした。(260条ノ3第1項)

各監査役の日程も調整して取締役会の日程を決める必要。

8-2 任期伸長等

監査役の任期が3年から4年に伸長。

平成14年5月1日後最初に到来する決算期に関する定時総会で選任される監査役から適用。
(3月決算の会社では、平成15年6月の定時総会で選任される監査役から適用)

辞任した場合その理由を定時総会で述べる権利を付与(275条ノ3ノ2) 辞任する監査役にも定時総会招集通知を発送(275条ノ3ノ2第2項)。

8-3 大会社の監査役選任における監査役会の同意権・提案権
監査役人事に関する取締役側の恣意的人事を抑制し、監査役会の権限を大幅に強化。

8-4 社外監査役の増員等
大会社について、社外監査役の法定人数が1名から「監査役全員の半数」に増員。
社外：就任前に会社又はその子会社の取締役・支配人その他の使用人となつたことがない者。

改正法施行日(平成14年5月1日)から3年を経過した日の後の最初に到来する決算期に関する定時総会の終結まで従前どおりでOK。(3月決算の会社では、平成18年6月の定時総会までに対応すればよい。)

9 取締役・監査役の会社に対する責任の軽減(266条7項以下)
取締役・監査役の会社に対する一定の責任についての責任軽減

9-1 軽減の対象

取締役・監査役

取締役：法令・定款違反行為(266条1項5号)

監査役：任務懈怠全般

9-2 軽減の程度(責任の限度)

代表取締役：報酬等の6年分

社内の取締役(代表取締役以外)：報酬等の4年分

社外取締役：報酬等の2年分

監査役：報酬等の2年分

9-3 軽減する方法と要件

3種類の方法

株主総会の特別決議(個別案件毎の事後軽減)

取締役会決議(取締役会への事前授權)

社外取締役との責任限定契約

要件等：

株主総会特別決議	取締役会決議	責任限定契約
善意無重過失 議案提出に監査役全員の同意 総会での開示義務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任原因事実及び賠償の責に任ずべき額 ・ 限度額及びその算定根拠 ・ 責任を免除すべき理由及び免除額 	定款規定(定款変更に監査役全員の同意) 善意無重過失 責任の原因たる事実の内容、その取締役の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要ありと認むるとき 取締役会への議案提出につき監査役全員の同意 決議後遅滞なく公告又は株主の通知 少数株主(3%)の異議申立て決議無効	定款規定(定款変更に監査役全員の同意) 責任限定契約の締結 善意無重過失 損害が生じた場合、株主総会における事後報告

9-4 活用

役員にとっての免責制度の限界：

重過失の場合免責されない 事後的な紛争可能性
 税引前報酬で計算されるため免責限度額は低くない。
 ディスクロージャーの問題。

10 株主代表訴訟の見直し

10-1 監査役 of 考慮期間の伸長 (267)

株主からの提訴請求があった場合の考慮期間を 30 日 60 日に (267)

10-2 訴提起に関する公告又は通知 (268)

会社が自ら取締役に対する責任追及の訴えを提起したとき、及び株主から株主代表訴訟を提起した旨の訴訟告知を受けたときは、遅滞なくその旨を公告し、または株主に通知。
 (訴訟当事者となっていない株主に対する訴訟低続への関与 (訴訟参加等) の機会確保)

10-3 訴訟上の和解の許容 (268 ~)

会社が和解の当事者でない場合、裁判所は、会社に対して、和解の内容を通知し、かつそ

の和解に異議があれば2週間以内に述べる旨を催告。会社が上記期間内に書面をもって異議を述べない 株主が和解をすることを承認したものとみなす。(266 条 5 項の適用なし。)

10-4 会社の取締役側に対する補助参加 (268)

- 1 . 監査役全員の同意が必要。(大会社では監査役会の全員一致の決議(商特法 18 条の 3 但書) 小会社では監査役の同意は不要(同法 25 条))
- 2 . 補助参加の利益。(民訴法 42 条)

計算関係の改正

1 法定準備金に関する改正

1-1 利益準備金の積立義務の改正

利益準備金は資本準備金の額とあわせて資本の 4 分の 1 に達するまで積み立てればよい。(288 条)

1-2 法定準備金の減少手続の創設

資本準備金・利益準備金について、株主総会の普通決議により減少できる。(289 条 2 項)
b u t 業法で商法規制以上の積立義務を課している場合あり。(e x . 銀行法 18 条等)

- 1 . 減少の順序：利益準備金からでも資本準備金からでも O K。
- 2 . 株主総会(定時総会でも臨時株主総会でも可)普通決議で O K。
減準備金は、株主の利益を必ずしも害さない。
- 3 . 債権者保護手続：減準備金を行う旨の公告と知れたる債権者への個別催告等。
- 4 . 法定準備金減少の効力発生時点：債権者保護手続等の手続完了時点。

1-3 減資差益に関する改正

減資差益(減少した資本の額から株主に払い戻した額及び資本の欠損填補額を控除したものを)を資本準備金として積み立てる旨の規定の削除。

1-4 法定準備金の減少に関する会計処理

1 . 資本準備金の取崩しによって生じる剰余金

資本性の剰余金 資本剰余金の「その他資本剰余金」に計上 配当可能利益に算入

2 . 減資差益

資本剰余金の「その他資本剰余金」に計上

3. 利益準備金の取崩しによって生じる剰余金
留保利益の性格 未処分利益の増額項目となる。

1-5 証券取引法上のインサイダー規制

法定準備金の減少は、会社の決定事実として重要事項に追加。(証取法 166 条 2 項 1 号八)

1-6 法定準備金減少の利用価値

1. 株主への利益配当

減少させた法定準備金額は、配当可能利益の計算上、純資産額からの控除項目ではなくなる。(290 条 1 項)

時総会で法定準備金を減少させた場合、当該定時総会での利益配当財源とはできない。
(中間配当でもダメ)

基準となる当該事業年度末までに法定準備金の減少はなされていない。

株式移転により設立された完全親会社の配当財源の創出

完全親会社が創設されて直ちに臨時株主総会を開き資本準備金を減少 初年度から完全親会社が配当実施できる。

税務上の取扱い

利益準備金を減少し配当 全額配当として課税

資本準備金を減少し配当：

商法：資本制の剰余金 商法上は出資の払戻し

会計：出資の払戻し(原則として配当受領額を配当の対象である有価証券の帳簿価額から減額)

税法：全額利益配当として課税(配合額が利益積立金から全額減算され(法人税法 2 条 18 号チ)、自動的にその分だけ、受領した株主は配当課税を受ける。(法人税法 23 条 1 項 1 号、所得税法 24 条 1 項))

2. 有償減準備金

準備金減少の総会決議の際に、債権者保護手続の完了と同時に株主に対する払戻しを行う。
(289 条 2 項 1 号)

3. 自己株式取得財源

自己株式の取得授權決議を行う定時総会において、資本減少の決議か準備金減少の決議が行われた場合、その減少額も、当該事業年度中の自己株の取得財源として加算することが

できる。(210条4項)(利益配当の場合と異なる。)

4. 欠損填補(289条2項)

欠損：会社の純資産額が資本と法定準備金の合計額より少ないこと。

2 計算関係規定の法務省令への委任

商法会計と証券取引法会計との整合性確保、並びに会計処理方法の変革への柔軟な対応

法務省令への委任事項：

株式会社の会計帳簿に記載すべき財産価額の評価方法(285条)

計算書類等の記載方法(281条5項)

配当可能限度額及び中間配当可能額の算定(290条、293条の5)

創立費、開業準備費、試験研究費及び開発費、新株発行費、社債発行費、引当金、繰延勘定を許容する規定は削除され、これらは法務省令によって定められる。

3 連結計算書類制度の導入

親会社における連結情報の提供

1. 大会社(委員会等設置会社を除く)における連結計算書類の導入(商特19条の2)

2. 委員会等設置会社における連結計算書類の導入(商特21条の32)

3. 連結計算書類の導入の時期

(1) 連結計算書類に関する経過措置

改正後の商法特例法第1条の2第1項に規定する大会社については、改正法施行(平成15年4月1日)後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結の時までは、連結計算書類に関する規定を適用しない。(改正法附則8条)

(2) 有価証券報告書不提出会社の連結計算書類に関する経過措置

証券取引法第24条第1項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出すべきものとされる会社に該当しない大会社については、当分の間、連結計算書類に関する規定が適用されない。(改正法附則9条2項)

IT関連の改正

1 メリットと問題点

メリット：

株主の参加(個人株主の議決権行使による定足数確保等)

発送コスト(郵便代・印刷代・封筒代等)削減

管理コスト（印刷・保管コストや紛失危険性等）の削減

時間コスト（招集通知の発送・回収・集計作業に費やす時間等）の節約

問題点：

デジタル・デバイド：インターネットの利用環境にある株主と比較しての情報格差
メールアドレス変更等による不到達

本人性の確認：実務的には ID + パスワード方式（会社が株主に付与する ID と株主
自ら設定するパスワード）

ハッカーの危険

ウィルス感染の危険：E メールによる招集通知に計算書類や監査報告書を添付する
のをやめ、ウェブサイトにはハイパーリンクさせるという方法

2 会社関係書類の電子化

1 電子化できる書面

会社が作成すべきこととされている書類のうち、株券、社債券など有価証券とされて
いるもの以外。（ex. 会計帳簿、計算書類、定款、株主名簿、各種議事録など）

2 電子化は、通常の業務執行に属するものとして、代表取締役が決定すればOK.

3 電子署名、備置き、提供、閲覧謄写等

3 貸借対照表・損益計算書（大会社のみ）の公開方法の電子化（283条5項）

1 取締役会の決議をもって、確定した貸借対照表等の「公告」に代えて、電磁的方法に
より公開することを認める。（283条4項但書、5項、商特16条2項但書、3項）

2 公開方法：webページ（施行規則10条）

3 HPのアドレスは登記事項（188条2項10号、商特16条5項、施行規則8条）

4 全文掲載・5年間継続開示の義務付け。

4 株主総会の招集通知等の電子化（232条2項）

相手方の承諾が必要

（電磁的方法に対応できない株主の保護。）

5 株主総会における議決権行使の電子化

5-1 書面投票制度

1 取締役会決議をもって書面投票制度を採用することができる。（239条の2）

（議決権を有する株主数が1000人以上の大会社については、書面投票制度の採用義
務付け。（商特21条の2、21条の3））

2 参考書類を交付しなければならない。（239条の2第2項、記載内容は商法施行規則

第3章)

5-2 電子投票制度（電磁的方法による議決権行使制度）

1. 取締役会決議により採用できる。(239条の3)
2. 会社の承諾
電磁的方法による議決権行使につき会社の承諾が必要。
but 招集通知を電磁的方法により受けることを承諾した株主からの承諾請求については、会社は、正当の理由がなければ拒絶できない。(239条の3第5項後段、204条の2第3項)
3. 議決権行使方法
会社の承諾を得て、議決権行使書面の内容たる事項を記載した電磁的記録に必要事項（議案ごとの賛否、株主の氏名、行使できる議決権数）を記録し、総会の前日までに電磁的方法により会社に提供。(239条の3第5項)
本人確認方法：電子署名、予め割当てたID、パスワードの入力等
一旦有効な電子投票を行った後、後日（総会前日までに）変更することは可能。（後のものを有効として扱う。）

その他の改正

- 1 現物出資、財産引受及び事後設立の目的たる財産の価格の証明
 1. 168条1項（変態設立事項）第5号（現物出資）及び第6号（会社の設立後に譲受けを約した財産）に掲げる事項が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（当該財産が不動産であるときは、その証明及び不動産鑑定士の鑑定評価）を受けた場合、検査役による調査は不要。(173条2項3号)
証明及び鑑定評価をすることができない者。(173条3項)
 2. 事後設立の目的たる財産の価格の証明(246条3項)
 3. 新株の発行時における現物出資の目的たる財産の価格の証明(280条の8第2項、280条の13の3)
 4. 責任(197条)
会社に対する責任
第三者に対する責任
-
- 2 外国会社規制の合理化
ダイレクトメールやインターネットによる取引の進展により、営業所の設置を要する

ことが適切でなくなった。
国内の債権者の利益保護

- 1 . 営業所設置義務の廃止等
- 2 . 商号の登記に関する特則
- 3 . 貸借対照表の公告
- 4 . 日本における全代表者の退任
- 5 . 取引禁止命令
- 6 . 継続取引を止める場合の手続